

刈谷市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 24 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第 44 号

刈谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

刈谷市議会委員会条例(昭和 31 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「(常任委員の任期)」を削る。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(出席の特例)

第 14 条の 2 委員長は、重大な感染症のまん延又は大規模な災害等の発生等により委員が委員会の招集場所に参集することが困難であると認めるときは、当該委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で当該委員を委員会の招集場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

2 オンラインによる方法で委員会に参加を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前 2 項の規定によりオンラインによる方法で委員会に参加する委員は、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 この条例及び刈谷市議会会議規則(昭和 31 年議会規則第 1 号。以下「会議規則」という。)に定めるもののほか、オンラインによる方法で委員が参加する委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 15 条ただし書中「(委員長及び委員の除斥)」を削る。

第 17 条の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定によりその議事に参与することができない委員が、第 14 条の 2 第 2 項の規定による許可を得て、委員会に参加しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第 19 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、第 14 条の 2 第 1 項の規定によりオンラインによる方法で委員が参加する委員会は、この限りでない。

第 20 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、重大な感染症のまん延又は大規模な災害等の発生等により、当該者が委員会の招集場所に参集することが困難であると委員長が認めるときに限り、オンラインによる方法で説明することができる。

第21条第1項中「刈谷市議会会議規則（刈谷市議会会議規則（昭和31年議会規則第1号）」を「会議規則」に改める。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第24条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第28条第3項中「第25条（公述人の発言）、第26条（委員と公述人の質疑）及び第27条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「第25条、第26条及び前条」に改める。

第29条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和8年1月5日から施行する。

刈谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

刈谷市長 稲 城 武

刈谷市条例第45号

刈谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 刈谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392, 000」を「405, 000」に、「440, 000」を「455, 000」に、「492, 000」を「508, 000」に、「555, 000」を「574, 000」に、「634, 000」を「655, 000」に、「740, 000」を「765, 000」に、「864, 000」を「893, 000」に改める。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第2条 刈谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の刈谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の条例」という。) 第7条第1項の規定は令和7年4月1日から、改正後の条例第9条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の刈谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

刈谷市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

刈谷市長 稲 城 武

刈谷市条例第46号

刈谷市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 刈谷市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成8年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 刈谷市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の刈谷市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の刈谷市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

特別職に属する職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

刈谷市長 稲 埠 武

刈谷市条例第47号

特別職に属する職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職に属する職員の給与及び旅費に関する条例(昭和26年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 特別職に属する職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

第5条第2項中「については、別表に定める額とする」を「の額については、職員の旅費に関する条例(昭和26年条例第3号)の例による」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊費の額については、1夜当たり27,000円を超えない範囲内で地域の実情を勘案して市長が規則で定める額を限度とする。

第5条第3項中「の旅費」の次に「の額」を加える。

第6条(見出しを含む。)中「支給」を「支給方法」に改め、「(昭和26年条例第3号)」を削る。

別表を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職に属する職員の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職に属する職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(経過措置)

4 第2条の規定による改正後の特別職に属する職員の給与及び旅費に関する条例第5条第2項及び第3項並びに第6条の規定は、令和8年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

刈谷市長 稲 埼 武

刈谷市条例第48号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「4,400円」を「4,700円」に改め、同条第3項中「22,000円」を「23,500円」に改める。

第19条の2第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「10分の70」を「100分の72.5」に改める。

第19条の5第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

（月額）

区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		

	16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700	444, 900		
	17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100		
	18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400		
	19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700		
	20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900		
	21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100		
	22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900		
	23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700		
	24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500		
	25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100		
	26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700		
	27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300		
	28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900		
	29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600		
	30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400		
	31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800		
	32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500		
	33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000		
	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400		
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800		
	36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200		
	37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600		
	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900		
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200		
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500		
	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800		
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100		
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400		
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700		
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000		
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100			
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400			
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700			
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900			
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200			
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400			
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700			
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900			
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200			
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500			
定	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800			
年	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000			
前	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300			

任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600			
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800			
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000			
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300			
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600			
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800			
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000			
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			
職 員 以 外 の 職 員	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300				
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600				
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800				
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000				
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300				
職 員 以 外 の 職 員	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600				
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800				
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000				
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300				
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600				
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800				
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000				
	86	266, 200	305, 800	355, 700						
	87	266, 500	306, 100	356, 100						
	88	266, 800	306, 400	356, 500						
職 員 以 外 の 職 員	89	267, 100	306, 700	356, 700						
	90	267, 400	307, 000	357, 100						
	91	267, 700	307, 300	357, 500						
	92	268, 000	307, 600	357, 900						
	93	268, 300	307, 800	358, 100						
	94		308, 000	358, 400						
	95		308, 300	358, 800						
	96		308, 700	359, 100						
	97		308, 900	359, 400						
	98		309, 200	359, 800						
職 員 以 外 の 職 員	99		309, 500	360, 200						
	100		309, 900	360, 600						
	101		310, 100	361, 100						

	102	310, 400	361, 500						
	103	310, 700	361, 900						
	104	311, 000	362, 300						
	105	311, 200	362, 800						
	106	311, 500	363, 200						
	107	311, 800	363, 500						
	108	312, 100	363, 800						
	109	312, 300	364, 200						
	110	312, 600							
	111	313, 000							
	112	313, 300							
	113	313, 500							
	114	313, 700							
	115	314, 000							
	116	314, 400							
	117	314, 600							
	118	314, 800							
	119	315, 100							
	120	315, 400							
	121	315, 700							
	122	315, 900							
	123	316, 200							
	124	316, 500							
	125	316, 800							
定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給 料月額								
	200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200	462, 400

備考 この表は、行政職給料表（二）の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員及び刈谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員を除く。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（二）

（月額）

区分	職務の級 号給	1級		2級		3級	
		円	円	円	円	円	円
	1	198, 200		260, 400		291, 600	
	2	199, 900		261, 300		292, 300	
	3	201, 600		262, 200		293, 000	
	4	203, 300		263, 100		293, 500	
	5	205, 000		264, 100		294, 100	
	6	206, 700		265, 000		294, 700	
	7	208, 300		266, 000		295, 300	
	8	209, 900		266, 900		295, 800	

		211, 500	267, 800	296, 300
9		213, 000	268, 600	296, 900
10		214, 500	269, 300	297, 500
11		215, 900	269, 700	297, 900
12				
13		217, 300	270, 300	298, 300
14		218, 800	270, 700	298, 800
15		220, 300	271, 100	299, 200
16		221, 800	271, 500	299, 500
17		223, 200	271, 900	299, 900
18		224, 600	272, 400	300, 300
19		226, 000	272, 900	300, 700
20		227, 400	273, 500	301, 000
21		228, 800	274, 200	301, 300
22		229, 800	274, 800	301, 700
23		230, 900	275, 400	302, 100
24		232, 000	276, 200	302, 400
25		240, 400	277, 000	302, 700
26		241, 200	277, 700	303, 100
27		242, 000	278, 200	303, 400
28		242, 700	278, 900	303, 800
29		243, 400	279, 700	304, 100
30		244, 100	280, 400	304, 600
31		244, 900	281, 100	305, 000
32		245, 600	281, 700	305, 500
33		246, 400	282, 400	306, 000
34		247, 100	283, 100	306, 400
35		247, 800	283, 800	306, 900
36		248, 400	284, 400	307, 400
37		249, 100	285, 000	307, 900
38		249, 500	285, 700	308, 500
39		250, 000	286, 300	309, 100
40		250, 400	286, 800	309, 800
41		250, 900	287, 200	310, 300
42		251, 300	287, 700	310, 800
43		251, 800	288, 100	311, 400
44		252, 200	288, 500	311, 900
45		252, 500	289, 000	312, 400
46		252, 800	289, 500	312, 900
47		253, 100	290, 000	313, 500
48		253, 400	290, 300	314, 100
49		253, 900	290, 700	314, 700
50		254, 400	291, 100	315, 400
51		254, 800	291, 500	316, 100
52		255, 300	292, 000	316, 800
53		255, 800	292, 300	317, 400
54		256, 300	292, 700	318, 100
55		256, 700	293, 200	318, 700

	56	257, 100	293, 700	319, 300
	57	257, 400	294, 100	319, 900
	58	257, 900	294, 700	320, 600
	59	258, 400	295, 200	321, 300
	60	258, 800	295, 800	321, 900
	61	259, 200	296, 400	322, 400
	62	259, 700	296, 900	322, 900
	63	260, 100	297, 500	323, 500
	64	260, 500	298, 000	324, 100
	65	260, 900	298, 500	324, 700
	66	261, 300	299, 000	325, 100
	67	261, 800	299, 500	325, 500
	68	262, 100	300, 000	326, 000
	69	262, 400	300, 400	326, 300
	70	262, 800	300, 800	326, 800
	71	263, 200	301, 200	327, 300
	72	263, 500	301, 600	327, 700
定年 前再任 用短時間勤務職員以外の職員	73	263, 900	302, 000	327, 900
	74	264, 300	302, 300	328, 200
	75	264, 600	302, 700	328, 400
	76	264, 900	303, 100	328, 700
	77	265, 300	303, 500	329, 000
	78	265, 600	303, 900	329, 300
	79	265, 900	304, 300	329, 600
	80	266, 300	304, 700	329, 800
	81	266, 600	305, 000	330, 000
	82	266, 900	305, 500	330, 300
	83	267, 200	305, 900	330, 600
	84	267, 500	306, 400	330, 800
	85	267, 800	306, 700	331, 000
	86	268, 100	307, 200	331, 200
	87	268, 400	307, 700	331, 500
	88	268, 700	308, 000	331, 800
	89	268, 900	308, 400	332, 000
	90	269, 200	308, 900	332, 300
	91	269, 500	309, 400	332, 600
	92	269, 700	309, 900	332, 800
	93	269, 900	310, 200	333, 000
	94	270, 200	310, 600	333, 300
	95	270, 500	311, 000	333, 600
	96	270, 700	311, 500	333, 800
	97	270, 900	311, 900	334, 000
	98	271, 200	312, 300	
	99	271, 500	312, 600	
	100	271, 700	312, 900	
	101	271, 900	313, 200	

102		272, 200	313, 600
103		272, 500	313, 900
104		272, 700	314, 300
105		272, 900	314, 600
106		273, 200	315, 000
107		273, 500	315, 400
108		273, 700	315, 600
109		273, 900	315, 800
110		274, 100	316, 100
111		274, 400	316, 400
112		274, 700	316, 600
113		274, 900	316, 800
114		275, 100	317, 100
115		275, 400	317, 400
116		275, 600	317, 600
117		275, 900	317, 800
118		276, 200	318, 100
119		276, 500	318, 400
120		276, 700	318, 600
121		276, 900	318, 800
122		277, 200	319, 100
123		277, 400	319, 400
124		277, 700	319, 600
125		277, 900	319, 800
126		278, 100	320, 100
127		278, 400	320, 400
128		278, 700	320, 600
129		278, 900	320, 800
130		279, 100	
131		279, 400	
132		279, 600	
133		279, 900	
134		280, 200	
135		280, 500	
136		280, 700	
137		280, 900	
138		281, 200	
139		281, 400	
140		281, 600	
141		281, 900	
142		282, 200	
143		282, 500	
144		282, 700	
145		282, 900	
146		283, 100	
147		283, 400	
148		283, 700	

	149	283,900		
	150	284,100		
	151	284,400		
	152	284,700		
	153	284,900		
	154	285,100		
	155	285,400		
	156	285,700		
	157	285,900		
	158	286,100		
	159	286,400		
	160	286,700		
	161	286,900		
定年前再任用短時間 勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		217,300	235,900	257,800

備考 この表は、単純な労務に雇用されている職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第19条の5第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第19条、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定(給与条例第19条、別表第1及び別表第2の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月24日

刈谷市長 稲 埼 武

刈谷市条例第49号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例(昭和26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「～第10条」を「～9条」に、「第11条～第19条」を「第10条～第18条」に、「第20条」を「第19条」に、「第21条～第23条」を「第20条～第24条」に改める。

第2条第1項第3号中「在勤庁」の次に「(任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同項第4号中「配偶者」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加え、同項に次の1号を加え、同条第2項を削る。

(5) 旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他市長が規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他市長が規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第6項において同じ。)を締結したものをいう。

第3条第2項中「又は遺族」を削り、同条第4項中「その出発前に」を削り、「を変更(取消しを含む。以下同じ。)され」を「の変更(取消しを含む。以下同じ。)をされ」に、「において」を「その他市長が規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「となった金額で市長が」を「となる金額又は支出を要する金額で市長が規則で」に改め、同条第5項中「交通機関等の事故」を「天災その他やむを得ない事情」に、「市長が」を「市長が規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項から第4項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対

する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に改め、同条第2項中「通信」の次に「による連絡手段」を加え、同条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「これを変更する」を「、その変更をする」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更をされた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条第1項中「車賃、旅行雑費及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第2項から第7項までを削る。

第7条中「旅費は、」の次に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種類及び第10条から第16条までに規定する旅費の内容に基づき」を加え、同条ただし書中「旅行しがたい」を「旅行し難い」に改める。

第8条を削る。

第9条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行」を「移動」に、「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「の収支命令者」を「又は当該金額の収支命令者(刈谷市予算決算会計規則(平成2年規則第4号)第3条第3号に規定する収支命令者をいう。以下同じ。)」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条に次の4項を加え、同条を第9条とする。

3 収支命令者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 収支命令者は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項の規定による旅費の精算をしなかった場合又は前項の規定による過払金の返納をしなかった場合には、当該収支命令者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項に規定する添付書類の種類、記載事項及び他の必要な事項は、市長

が定める。

6 第4項に規定する給与の種類は、市長が規則で定める。

第11条第1項中「鉄道賃の」を「鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その」に、「本条」を「この条」に、「による」を「並びにこれらの費用に付随する費用の合計額とする」に改め、同条第2項中「限り支給する」を「限る」に改め、同条を第10条とする。

第12条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「船賃」を「前項第1号に規定する運賃」に、「旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）」を「運賃の額」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加え、同条を第11条とする。

船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金並びにこれらに付随する費用の合計額とする。

（1）その乗船に要する運賃

（2）別に寝台料金を必要とした場合には、前号に規定する運賃のほか、寝台料金

（3）座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃のほか、座席指定料金

（4）部長及び部長相当職の職務にある者が特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行を公務上特に必要があると市長が認めた場合には、前号に規定する座席指定料金に代えて、特別船室料金

第13条中「の額は、現に支払った旅客運賃による」を「は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び座席指定料金並びにこれらの費用に付隨する費用の合計額とする」に改め、同条に次の各号及び1項を加え、同条を第12条とする。

（1）搭乗に要する運賃

（2）座席指定料金を徴する航空機を運行する航路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、座席指定料金

2 前項第1号に規定する運賃の額は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（部長及び部長相当職の職務にある者が移動する場合には、

公務上特に必要があると市長が認めた場合、最上級) の運賃の額による。

第14条の見出しを「(その他の交通費)」に改め、同条第1項を次のように改める。

その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃の額とする。ただし、自家用車を使用する場合は、路程1キロメートルにつき37円とする。

第14条第2項中「車賃」を「前項ただし書の規定によるその他の交通費」に改め、同項ただし書中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(宿泊費)

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜当たり19,000円を超えない範囲内で地域の実情を勘案して市長が規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第15条及び第16条を次のように改める。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による費用の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条又は前条の規定による費用に食費に相当するものが含まれる場合における宿泊手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1,600円

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 800円

3 前2項の規定にかかわらず、移動中に宿泊する場合であって、第10条から第13条までの規定による費用（前条の規定による包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合における宿泊手当の額は、800円とする。

4 前3項の規定にかかわらず、旅行者が旅行中に自宅等（その住所若しくは居所又はこれらに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、宿泊手当を支給しない。第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

第4章中第21条の前に次の1条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第20条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第13条第1項ただし書によるものを除く。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項及び第13条第1項本文に規定する種目ごとの各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条及び第15条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。

第21条第5項を削る。

第23条中「条例」の次に「に定めるもののほか、この条例」を、「市長が」の次に「規則で」を加え、同条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第23条 収支命令者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、収支命令者は、前項に規定する返納に代えて、当該収支命令者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が規則で定める。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(刈谷市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

3 刈谷市固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「別表に規定するその他の職員の旅費支給」を削り、同条後段を削る。

(刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正)

4 刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例（昭和 32 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「中その他の職員」を削る。

(刈谷市消防団条例の一部改正)

5 刈谷市消防団条例（昭和 32 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「を準用し」を「の例により」に、「別表中その他の職員の額とする」を「の例による」に改め、同条第 3 項中「職員の旅費に関する条例（昭和 26 年条例第 3 号）」を「職員の旅費支給」に改める。

(刈谷市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

6 刈谷市証人等の実費弁償に関する条例（昭和 37 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「規定を準用し、その他の職員の規定による鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料を」を「例により」に改める。

刈谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年12月24日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第50号

刈谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(基準の目的)

第3条 この条例に定める基準は、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所の管理者を含む。）が乳児等通園支援を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準)

第4条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める基準は、次条から第8条までに定めるところによる。

(一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

第5条 一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であることとする。

(一般型乳児等通園支援事業所の職員の基準)

第6条 一般型乳児等通園支援事業所の乳児等通園支援従事者の数は、乳児3人につき1人以上、満1歳以上満2歳未満の幼児5人につき1人以上、満2歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下回ることはできない。

2 前項の乳児等通園支援従事者の数のうち半数以上は保育士とする。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第7条 余裕活用型乳児等通園支援事業所の乳児等通園支援従事者の数は、乳児3人につき1人以上、満1歳以上満2歳未満の幼児5人につき1人以上、満2歳以上満3歳未満の幼児6人につき1人以上とする。ただし、余裕活用型乳児等通園支援事業所一につき2人を下回ることはできない。

2 前項の乳児等通園支援従事者の数のうち半数以上は保育士とする。

3 前2項に規定するもののほか、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第68号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年愛知県条例第60号）に定める基準

(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年愛知県条例第58号）に定める基準

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 刈谷市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(その他の基準)

第8条 第5条から前条までに定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、府令に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

刈谷市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 1 月 24 日

刈谷市長 稲 埼 武

刈谷市条例第 51 号

刈谷市地区計画の区域内における建築物制限条例の一部を改正する条
例

刈谷市地区計画の区域内における建築物制限条例（平成 12 年条例第 35 号）の
一部を次のように改正する。

別表都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された西三河都市計画依佐美工
業団地地区計画において地区整備計画が定められた区域の部全地区の項中「限る。」
及び「いう。」の次に「以下同じ。」を加え、同表に次のように加える。

都市計画 法 第 20 条第 1 項 の規定に より告示 された西 三河都市 計画依佐 美工業団 地（2期） 地区計画 において 地区整備 計画が定 められた 区域	全地区	次に掲げる建 築物以外の建築物 (1) 製造業を営 む工場又はこれ に関連する研 究開発施設。 ただし、次に掲 げるものを除 く。 ア 法別表第 2(る)項第 1号又は第 2号に掲げ るもの イ 産業廃棄 物の収集、運 搬又は処分 の用に供す るもの (2)前号に掲げ る建築物に附 属するもの。た だし、法別表第 2(る)項第2 号に掲げるも のを除く。	10 分の 15	10 分の 6	3,000 平方メー トル	都市計 画法第 14条第 一項に類 する用途 規定す る計画 高さが3メ ートル以 下示す る緑地1 号、3度に 満たな 号、18 号又は 19号に 接する 道路境 界線、 水路境 界線又 は地区 計画区 域の境 界線に おいで は15メー トル、 緑地2号 又は4号 に接す る調 整池 界線に おいで は5メー トル、 緑	守衛所、自転 車置場その 他のこれらに これらに 類する用途 に供し、軒の 高さが3メ ートル以下 で、かつ、後 退距離の限 度に満たな い部分の床 面積が15平 方メートル 以内である 建築物等	25 メー トル
---	-----	---	-------------	------------	---------------------	--	---	-------------

地 6
号、12
号又は
14号か
ら17号
までに
接する
水路又
は地区
計画区
域の境
界線に
おいて
は20メ
ートル、道
路1号
から7
号まで
に接す
る道路
境界線
におい
ては4
メートル

附 則

この条例は、西三河都市計画依佐美工業団地（2期）地区計画に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。